

## I. 旅館業法第5条（宿泊拒否の制限）の見直しについて

### (1) 全部改正に関する意見

|   | 意見等の内容   | 団体名                             |
|---|--|---------------------------------|
| 1 | <p>○ <u>基本的に旅館業法第5条は撤廃し、不備な点を補足するためガイドラインを設けてほしい。</u></p> <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 政治が最大多数の最大幸福を理念とするように、ホテル経営者も特定の客だけでなく、その他大勢のお客様の安心安全を守る責務がある。よって、感染症の疑いのある客を受け入れたことによって、他のお客様や従業員が感染するかもしれないリスクを負うわけであり、そのリスクを放置している現旅館業法第5条は撤廃すべきであり、タイミングは今である。</li> <li>2. 航空機では、マスクをしないというだけで、搭乗を拒否している。病院もコロナ患者を断っている。何故、宿泊施設は拒めないのか？それは業界差別であり公平ではない。</li> <li>3. 表現が時代錯誤である。「第5条 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。」とあからさまに客を選ぶ自由を基本的に剥奪している。それぞれの宿泊施設は、自社のコンセプトに合った客を選ぶ自由があつて然るべきである。</li> </ol> <p>○ <u>上記基本的な法律を改定した上で、真夜中の来館、山の中の1軒屋など、一概に断れない時もあり、宿泊施設として、受け入れ態勢を考える必要がある。よって下記のようなガイドラインを整備しておくことを提案する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発熱をしている宿泊希望者が来館した時に、時間帯にもよるが、人道的にお断りが出来ない場合、基本は感染対策をしっかりと取り、客室に入室をさせて経過観察をする事が望ましい。</li> <li>・ 地元保健所、宿泊施設、医療施設など24時間体制で連絡できる受け入れ体制を準備しておく事が望ましい。 等</li> </ul> | <p>一般社団法人<br/>全日本ホテル<br/>連盟</p> |

## (2) 一部改正に関する意見・留意点

|   | 意見等の内容  | 団体名               |
|---|---|-------------------|
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>解釈の追加や通知ではなく、時代に合わせた明確なルールの再設定が必要。</u></li> <li>○ <u>5条を保持する場合、以下を加えてほしい。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>宿泊しようとする者が他の利用者および従業員の公衆衛生上の安全を妨げる虞があるとき。</u><br/>(発熱者、マスク拒否者、その他伝染病の疑いのある者を想定)</li> <li>・ <u>宿泊しようとする者がとぼく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき、他の利用者および従業員に危害を加える虞があるとき。</u><br/>(カスタマーハラメント、セクハラ、暴力行為、過度なクレーマーを想定)</li> <li>・ <u>宿泊しようとする者の安全を確保できないと判断できる合理的理由があるとき。</u><br/>(車椅子客が一人で宿泊する場合に避難経路が確保できない場合、子どものみの宿泊などを想定)</li> <li>・ <u>宿泊にあたり必要な情報を故意に提供しないとき。宿泊契約が成立しないとき。</u><br/>(検温拒否、宿泊者名簿の記載拒否、パスポートの提示拒否、理由のない前払いの拒否などを想定)</li> <li>・ <u>宿泊施設に役務を提供できる余裕がないとき。</u><br/>(災害時における休館、停電などインフラ途絶、従業員の出勤不能などの状態を想定)</li> </ul> </li> <li>○ <u>事業者側の権利を確立するにあたり、宿泊者側の安全確保についても配慮が必要。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>拒否された宿泊客の安全確保</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ <u>地域により被災者受入協定のような地域協定が必要となる可能性 (医療機関含む)</u></li> <li>→ <u>災害時には地域の宿泊施設で受け入れを集約する可能性</u></li> </ul> </li> <li>・ <u>宿泊拒否の濫用や差別が発生する可能性があるとの懸念</u> → <u>宿泊施設側の規律維持が必要</u></li> </ul> </li> </ul> | 一般社団法人<br>日本旅館協会  |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>例えば、新たな号として「宿泊客が正当な理由なく宿泊施設または医療機関等からの感染防止を目的とする指示・要請に従わないとき」を加えてほしい。</u>これにより、感染が疑われるお客様だけでなく、マスク着用を拒否するお客様等に対しても宿泊拒否ができるようにしたい。</li> <li>○ <u>法改正と併せて、どのような場合が第1号に該当するのか、わかりやすい判断基準を公表してほしい。</u></li> <li>○ <u>例えば、PCR検査付きプラン、ワクチンパスポートや陰性証明限定プラン、女性専用宿泊施設などが認められるよう手当て願いたい。</u></li> <li>○ <u>条例や通達等で認められている拒否事由について、法律の条文上もより明確に位置付け願いたい。</u></li> </ul>  | 一般社団法人<br>日本ホテル協会 |

## (2) 一部改正に関する意見・留意点 (続き)

|   | 意見等の内容  | 団体名                      |
|---|---|--------------------------|
| 4 | <p>&lt;宿泊制限には客観的な指標が必要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>体質や基礎疾患により、発熱しやすい人も存在するため、体温だけを判断基準にすることの危うさを感じる。</u>仮に発熱相談センターに連絡した場合、徒歩圏の発熱外来がある医療機関にて、PCR検査や抗原検査を受けることになる。医療機関によっては短時間で結果が判明するが、小規模な医療機関の場合、結果が出るまでに2日間程度はかかることもある。こうした確認作業のコストや責任は誰が負担するのかが気になる。感染疑いで消費者側の不利益につながることもあるため、慎重さが求められる。</li> </ul> <p>&lt;法令改正のあり方について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法改正については、科学や研究の進展により、必要とされる制限や規制の形が変化する可能性があるため、<u>時限的なものにする</u>ことが望ましく、定期的見直しが求められる。公衆衛生上の特別措置法に基づく、行政による人流の制限という文脈と、感染疑いの消費者の宿泊制限との関連を整理して検討が求められる。</li> </ul> <p>&lt;宿泊業界のガイドライン、通達など&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガイドラインは、とてもよく出来ていると感じる。さらに客観的な基準が加われば、より良いものになるのではないかと感じる。また、行政の公衆衛生に携わったことがある研究者からは、職員の対応に関する、人権上求められる視点についての研修機会があっても良いのではとの意見もある。</li> </ul> | 認定NPO法人<br>ぷれいす東京        |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>第5条第1号は、感染症患者への差別・偏見を肯定するとの誤読をまねくおそれがあるため、適切な法の見直しが必要</u>である。</li> <li>○ <u>強い公共性を持つ旅館業事業者においては、単に感染症患者（もしくはその疑い）であることのみをもって宿泊を拒否することは許されない。</u>個別疾病の特性を踏まえ、旅館業事業者が保健機関、医療機関等と連携を取り、宿泊者を適切に受け入れるべく、事業者および行政機関等の責務が明確な関連法規の整備を期待する。</li> <li>○ 現行法第5条第1号による宿泊拒否の制限については、「伝染性の疾病」が、法制定当時の背景、環境のもとで、公衆衛生的に必要な項目として書き込まれたものと受け止めているが、現代の状況とは明らかな乖離がある。<u>感染症患者、もしくはその疑いのあるものに対する旅館業者が取るべき対応は、感染症法の人権尊重の考え方を根底に置き、旅館業者が宿泊の可否ということだけではなく、必要な感染予防対策、保健・医療機関との連携等、公衆衛生上必要な対応を取り、患者を含む一般利用者が安心して宿泊可能な体制を作り上げていくことこそが必要と考える。</u></li> </ul>   | 東京HIV訴訟原告団<br>大阪HIV訴訟原告団 |

## (2) 一部改正に関する意見・留意点 (続き)

|   | 意見等の内容   | 団体名                                     |
|---|--|---|
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>難病患者や家族などへの不合理な不利益や偏見・差別にならないよう、十分配慮されたものにして欲しい。</u></li> <li>○ <u>難病患者の様々な特性を理解して検討を進めて欲しい。</u></li> <li>○ 病気や障害を抱えている人たちの現状を知る研修を開催してほしい。</li> </ul>   | 一般社団法人<br>日本難病・疾<br>病団体協議会<br>( J P A ) |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>宿泊拒否の制限緩和が、難病や慢性疾病、障害のある人とその家族に対する宿泊拒否の要因につ<br/>ながらないように留意すべき。</u></li> <li>○ その見直しにおいては、一義的に障害者差別解消法の規定や同法基本方針を遵守することが求め<br/>られることを明記すべき。</li> <li>○ <u>伝染性の疾病の取り扱いについては、一般感染症と、感染症法の規定にもとづく重篤な疾病やパ<br/>ンデミック感染症とは峻別すべき。</u></li> </ul> | 認定NPO法人<br>難病のこども<br>支援全国ネッ<br>トワーク     |

## (2) 一部改正に関する意見・留意点 (続き)

|   | 意見等の内容  | 団体名                       |
|---|---|---------------------------|
| 8 | <p>○ <u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、その感染対策を推進する観点から、同条やその第1号の改正等が検討される際には、感染症などについて新たな科学的知見が得られることにより、その対策が変化する可能性があることに鑑み、<u>時限的な措置とすることを検討いただきたい。</u>また、過去に複数の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実があることに鑑み、<u>がん患者ががんであることのみを理由として、あるいはがんやその治療に関わる様々な症状や副作用などを理由として、その宿泊を必要以上に制限・拒否されることがないようにするとともに、感染症への対応が偏見につながらないように配慮をお願いしたい。</u></u></p> <p>○ <u>例えば、感染予防の観点から入館時の発熱チェックが実施される場合が考えられるが、発熱の原因は感染症のみならず多様な理由が想定され、その正確な診断は医療機関によってなされるべき。がん患者に関しては、がんの進行により腫瘍熱を生じる場合もあれば、治療による骨髄抑制に伴い、発熱を生じる場合もありえる。</u>そのような身体状態であれば、旅行を控えるべきと考えることも出来るが、一方で、できるだけ仕事や日常生活を送りながらがん治療を継続することも広がっており、あるいは遠隔地の医療機関で外来の化学療法や放射線療法を受けるために、宿泊して治療を受けているがん患者さんもいる。<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律などに基づき、医学的にも社会的にも適切な根拠に基づく合理的な判断が行われるよう</u>お願いしたい。</p> <p>○ <u>乳がんや大腸がんの患者等に対して、特別に配慮や対応を行っている宿泊施設も増えているが、そういった対応を行っていない施設や、行っても周知や広報が十分に行われていない施設もある。</u>新型コロナウイルス感染症の感染対策の観点から旅館業法第5条の改正を機に、宿泊者も従業員も安心して滞在し、働くことが出来るための制限を加えることを検討すると同時に、がんをはじめ様々な疾病を有する宿泊客が、安心して滞在出来るような環境整備や指針の作成も、併せて検討をお願いしたい。</p> | 一般社団法人<br>全国がん患者<br>団体連合会 |

## (2) 一部改正に関する意見・留意点 (続き)

|    | 意見等の内容   | 団体名   |
|----|--|---|
| 9  | <p>○ <u>旅館業法第5条本文は維持してほしい。</u></p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者等が、「感染している」「感染している可能性が高い」という理由から、外出先で行き場を失うという事態は避けなければならない。外出先で感染症を発症したり、また症状が悪化したりすることもありうる。</li> <li>・ウイルス性肝炎感染を理由に（本来であれば、拒否される合理的理由がないにもかかわらず）宿泊を断られてしまう危険がある。このような危険を避けるためにも、同条本文が必要である。</li> </ul> <p>○ <u>同条第1号は、偏見・差別を助長しかねない規定なので、感染者・感染の疑いのある者の人権に配慮した仕組みを再構築してほしい。</u></p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「伝染性の疾患」という文言は広範で抽象的すぎる</li> <li>・<u>旅館業者だけで感染の有無を正しく判断することは困難である</u></li> <li>・<u>宿泊を拒否される者の人権を守る規定がない</u></li> <li>・人権侵害と偏見・差別を助長するおそれ</li> </ul> <p>○ <u>新型コロナウイルス感染症は、感染症の中でも特殊。同感染症への対応のあり方は、十分にご議論いただくとしても、その結論は、あくまで同感染症に対してのみ適用し、安易に感染症一般に広げることのないようお願いしたい。</u></p> | <p>日本肝臓病患者団体協議会<br/>薬害肝炎全国原告団<br/>全国B型肝炎訴訟原告団</p> |
| 10 | <p>○ <u>第5条に差別的取り扱いを禁じることをメインに記載し、しかし、第5条各号に該当する場合は宿泊を拒むことができるとしてはどうか。</u></p> <p>○ <u>ただし、3項の「宿泊施設に余裕がないとき」を、「障害者への対応に余裕がない」というような拡大解釈がなされないようにしていただきたい。</u></p> <p>○ <u>旅館業法第5条の要件に該当しないにもかかわらず、障害を理由に宿泊拒否をされた事例があり、これは旅館業法に抵触すると考える。また、本年5月に成立した改正障害者差別解消法では「合理的配慮の提供」は民間事業者にも義務とされることが盛り込まれた。これらを勘案し、旅館・ホテル業界において改善をお願いしたい。</u></p>  | <p>一般財団法人<br/>全日本ろうあ連盟</p>                        |

(2) 一部改正に関する意見・留意点 (続き)

|    | 意見等の内容  | 団体名                    |
|----|---|------------------------|
| 11 | <p>○ 旅館業法第5条(宿泊拒否の制限)の見直しについては、<br/> <u>(1) 宿泊業者側の一方的かつ曖昧な理由で視覚障害者の宿泊拒否が起こらないよう、視覚障害者との建設的な対話を行ってほしい。</u></p> <p>単独で宿泊する視覚障害者、盲導犬を連れて宿泊する視覚障害者等が、宿泊を希望する旅館やホテルに申し込みを行った際、宿泊業者側から一方的な理由で宿泊を拒否されることがある。<u>宿泊業者側からは「安全上の理由」と回答することが多く、その「安全上の理由」の具体的な説明が行われないことがある。</u>宿泊業者側の人手不足、ノウハウ不足、さらには視覚障害者の特性の無理解等により、宿泊業者側が宿泊する視覚障害者の支援ができないと一方的に判断し、宿泊を拒否していることが原因。障害者差別解消法に照らせば、合理的配慮の提供ができない正当な理由を説明する必要がある。一方で、<u>宿泊業者側に正当な理由があった上で宿泊を拒否することには妥当性がある。新型コロナウイルス感染症の感染者の宿泊等は、他の宿泊者の安全を守る上で必要な措置と思われる。</u>宿泊業者側からの丁寧な説明、宿泊を希望する視覚障害者のニーズの確認等による建設的な対話が必要。建設的な対話を通して、双方が納得する形で宿泊する・宿泊しないの判断が行われるべき。</p> <p>(2) 旅館やホテルの施設に入居する店舗等も含めた議論を行ってほしい。</p> <p>○その他旅館業法については、<br/> (1) <u>視覚障害者の特性に配慮した「ソフト面の支援」を充実してほしい。</u>特に、視覚障害者への支援の成功事例の共有、既存の接遇マナーガイドブックの活用、視覚障害当事者を講師とした研修会の開催を実施してほしい。<br/> (2) ホームページ等の情報提供において、視覚障害者が利用するためのアクセシビリティを高めてほしい。</p> | 社会福祉法人<br>日本視覚障害者団体連合  |
| 12 | <p>○ 障害によっては、<u>一律で判断するのではなく、特別な事情のある方については、障害の特性に配慮し、個別に対応する等していただきたい。</u>また、<u>予約の際に必要な検査等健康状態を確認することを予め丁寧に説明し、了解の上、受付する等の対応も必要と考える。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>体温調整ができず37.5度以上の方への対応</u></li> <li>・ <u>宿泊施設が求める感染予防対策への協力が困難な方への対応</u><br/> - ワクチン接種ができない方がいること/マスクを着用できない方がいること等</li> </ul> <p>○ 恣意的な運用がなされないようにしていただきたい。</p> <p>○ 第3項の「<u>宿泊施設に余裕がないとき</u>」については、<u>安易に宿泊拒否に利用される懸念があるため、見直す必要があるのではないか。</u></p>  | 社会福祉法人<br>日本身体障害者団体連合会 |

(2) 一部改正に関する意見・留意点 (続き)

|    | 意見等の内容   | 団体名                   |
|----|--|-----------------------|
| 13 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>発熱、咳、咽頭痛などの症状がある宿泊客について、保健所の指示を仰ぐ、客室での待機を要請する、場合によっては宿泊を制限する、などを法改正で規定することは、新型コロナウイルス感染症の対策としてやむを得ない</u>と考える。</li> <li>○ その一方で、<u>上記の宿泊制限が、障害者差別解消法で禁止されている不当な差別的取扱いに転化することがないように、運用ルールの策定にあたっては丁寧な対応をお願いしたい。</u></li> <li>○ <u>たとえば脊髄損傷者の場合、体温調節機能障害のため、炎天下を移動した直後では平熱よりも高い体温が測定される。</u>このような場合で発熱を理由として十把一絡げに宿泊を制限してしまうことは、<u>間接差別に該当するおそれがあるので、慎重を期していただきたい。</u></li> </ul>   | 公益社団法人<br>全国脊髄損傷者連合会  |
| 14 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>時代に合わせた、明確なルールが必要。拒否のための理由探しではなく、サービス提供側・利用者、双方が安心して気持ちよく運用できるためのルール作りをお願いしたい。</u>障害がある宿泊客の中には、<u>高齢の方と同様に免疫力が低下されている方もいるため、コロナ感染症等に対してしっかりと対応している施設は、安心して利用できる施設でもある。</u>バリアフリー情報とともに、感染症対策に関するウェブサイト等での情報提供が非常に重要。</li> <li>○ また、新型コロナウイルス感染症による不利益や不便を、障害がある方々は、障害が無い人よりも多く強いられている状況にあるため、是非とも「障害の個人モデル」ではなく、「障害の社会モデル」を理解された上での接遇をお願いしたい。</li> <li>○ ユニバーサルデザイン2020 行動計画の中で、観光分野における接遇の向上と職員研修のための接遇ガイドライン・マニュアル作成が進められた。すべての人の安心安全な受け入れについて、レガシーとして今後も継続して行っていただきたい。</li> </ul> | 特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター |



## (2) 一部改正に関する意見・留意点 (続き)

|    | 意見等の内容  | 団体名  |
|----|---|--|
| 15 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>旅館業法第5条の規定をいたずらに拡大解釈することなく、明らかな伝染性疾患である場合を除き、疾病や障害を理由として宿泊拒否がなされないことが重要と考える。</u></li> <li>○ あわせて、現状では明示的、暗示的に知的障害者（特に行動上の障害を有する者）が旅館等への宿泊を躊躇する実態があることを踏まえ、令和3年6月に改正された障害者差別解消法において民間事業者についても義務化されることが決まった合理的配慮の提供が十分になされ、知的障害・行動障害のある人や家族が障害のない人と同じように全国の旅館等を利用できることを希望する。</li> <li>○ 知的・行動障害に対する以下のような配慮などが全国的に進むことを期待する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 宿泊予約時やチェックイン時に必要な配慮を聞き取る</li> <li>(2) 他の宿泊客への声かけ</li> <li>(3) 旅館等の従業者に対する知的障害理解の促進</li> </ul> </li> </ul> | 一般社団法人<br>全国手をつなぐ<br>育成会連合<br>会                      |
| 16 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (全ての障害に共通) <u>障害を理由に断られることがないようにしてほしい。</u></li> <li>○ (自閉症など発達障害の特性がある場合) 言葉を話していても会話が苦手、初めての場所が不安で目立つ行動をする、感覚の過敏さのためにマスクの着用に困難さがある等の特性を理解してほしい。</li> </ul>  | 一般社団法人<br>日本発達障害<br>ネットワーク<br>／一般社団法人<br>日本自閉症<br>協会 |

## (2) 一部改正に関する意見・留意点 (続き)

|    | 意見等の内容   | 団体名                     |
|----|--|-------------------------|
| 17 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第5条第1号により、宿泊しようとする利用者が伝染性疾病の確定患者であると判断できる場合には、<u>宿泊を拒否できることとなっている。営業者にとって、新型コロナウイルスが特措法等にも関連し、一般的な感染性疾病の範囲での運用の困難さがあることは想像できる。しかしながら、現在の法律のもとに、運用の在り方を整理し、ガイドライン等で対応できるのではないかと</u>も思う。</li> <li>○ <u>どのような対策がおこなわれるにしても、この第5条との兼ね合いで、宿泊拒否の拡大解釈や乱用に至らないようにしていただくことを強く求める。</u></li> <li>○ 今回、私たちが危惧するのは、旅館業法第5条第1号のみでなく、第2号や第3号による宿泊拒否も含めてのことになる。<u>障害者差別解消法等により直接的差別はされにくくなっているかもしれない。しかし、まだまだ精神障害者に対する偏見は根強く、多くの場合無知からくる不安が潜在化されている。これにより、不穏な客として判断され、満室という理由で拒否されることが起こりうる</u>のである。(過去には実際にあった)</li> <li>○ また、障害者差別解消法改正で、被差別的取り扱いには障害当事者だけでなく、家族に対する扱いも含まれるようになっている。</li> <li>○ 精神障害について、急性期の症状を知ることは大切だが、そこに留まることなく、ホスピタリティを追求することで、一般のお客様と何ら変わらずに宿泊を楽しめることが大前提であることを念頭に置いていただければ幸いである。そのうえで、新型コロナウイルスに対する対策が営業者にとっても利用者にとっても安心のできる運用として展開されることを切に望む。</li> </ul> | 公益社団法人<br>全国精神保健<br>福祉会 |

### (3) 改正に反対の意見

|    | 意見等の内容   | 団体名                   |
|----|--|-----------------------|
| 18 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旅館業法の見直しに当たっては当然宿泊拒否を厳しく制限すべき。</li> <li>○ 感染症患者、もしくはその疑いのある者に対し、取るべき対応は<u>ただ単に宿泊を拒否するだけでなく、他の法律との関係もあるが感染予防対策、医療機関との連携等、公衆衛生上必要な措置をすべて講じることを明記すべき。</u></li> <li>○ 特に新型コロナ禍が続く中ではこのことを徹底させる方の整備が図られることが重要である。</li> <li>○ 宿泊拒否事件を教訓として2度と利用客に対する不当な扱いがくり返されないため、より完全な見直しがなされることを期待する。</li> </ul>  | 全国ハンセン病療養所入所者協議会      |
| 19 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>「発熱者などコロナの感染が疑われる者」について、ハンセン病病歴者は知覚麻痺が全身のあちこちにあり、傷を作っても知覚麻痺のためにその傷を作ったこともわからない。傷口から化膿菌等の感染による熱発を引き起こすことがある。コロナであるか無いかに関わらずコロナに名を借りた宿泊拒否が引き起こされてしまう。</u></li> <li>○ 「発熱者などコロナの感染が疑われる者についても、必要な場合には、旅館の判断で宿泊を拒否できるようにすべき」この文章そのものが、実に排除の論理そのものである。<br/> <u>「発熱者」などの「など」は何が含まれているのか。どのような「症状」が「など」に含まれているのか。「コロナの感染が疑われる者」とは、だれがどのような医学的知見から判断するのか。旅館の判断で宿泊を拒否できるものとするということだが、コロナ感染者であるかどうかを医師でもない者がコロナ感染者として判断するということは医師法に違反することはないのか。「必要な場合」とはどのような場合を指すのか。全く、医学的な根拠もないに等しいものでしかない。このような法案が成立することは、偏見と差別を生み出すことに成り、ハンセン病問題の域を何も出ていないと言わざるを得ない。</u></li> <li>○ <u>コロナ感染者に対する差別に繋がるこのような法案には断固反対をする。</u>何でもかんでも、法律により取り締まるというやり方は、改めていくべき。</li> <li>○ 新型ウイルス唾液抗原検査キットを使い、陽性が出たら本人の合意で保健所に連絡し指示を仰ぐ。あくまでも客の合意のもとと云う前提と対応に必要な支援や検査キットなどの資材は国の責任で用意し、保健所もその支援体制を作るように手配することも国の責任でやってもらう。法律で規定するのではなくこのような方法もあるのではないか。</li> </ul> | ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会 |

### (3) 改正に反対の意見（続き）

|    | 意見等の内容  | 団体名                               |
|----|---|-----------------------------------|
| 20 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旅館業者に対し宿泊拒否を禁じ、例外として拒否できる場合を「宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」に限定している<u>旅館業法第5条の改廃に強く反対。</u></li> <li>○ 議論の前提として、わが国の感染症対策の基本原則を示した「<u>感染症予防法</u>」の趣旨を明確にしておく必要があると思料する。<br/>この法律は、薬害エイズ訴訟の解決後に、従来の「伝染病予防法」を廃止して1998年に制定されたものであり、その前文には「我が国においては、過去にハンセン病、エイズ等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後にかつて生かすことが必要である」と明記されている。こうした教訓に基づいて、同法は、<u>従来の「隔離」という制度を廃止し、すべて治療の対象としての「入院」に改めた。</u>つまり、この法律の基本原則となったのは、<u>感染症の患者は、「隔離」の対象となるような、社会に迷惑をおよぼす存在ではなく、あくまでも医療を受ける権利の主体であるということであり、このように位置づけることによって、感染症の患者に対する偏見差別を防ぐことが出来るということ</u>を明らかにしたのである。<br/>旅館業法第5条の見直しに際しては、この感染症法の基本的な立場が当然の前提とされるべきだと思う。</li> <li>○ 今回の旅館業法の見直しは、ホテル・旅館の側が、感染者の宿泊をより容易に拒否できることに道を開くものである。ホテル・旅館が感染者の宿泊を拒否することが法的に認められるということは、<u>感染者は社会に感染を拡大する迷惑・危険な存在であるとの認識を法律の名によって公認することになるからである。</u>このことは、今まさに全国各地で起こっている感染者や医療従事者に対する差別や排除を正当化することに繋がり、こうした偏見を一層助長することになる。</li> <li>○ 旅館関係団体の意見書に説明されているような事例に対しては、現実には、条例や通達に従っての宿泊拒否が行われている。<u>感染者による例外的な迷惑行為に対しては、現在においてもそれなりの対応が出来ているにもかかわらず、こうした事例の存在を理由に、旅館業法自体の見直しを求めるのは、徒らに感染者に対する偏見差別を助長することになるだけである。</u></li> <li>○ ホテル・旅館の業務は、日常的な場面における、宿泊・滞在場所の提供という本来的な業務のほか、現代社会においては、大規模災害時における避難場所の提供やコロナ禍における宿泊療養場所の提供という実例に見られるような新たな社会的な使命を担うことが期待されるに至っているというべき。こうしたホテル・旅館の社会的な使命に照らすと、今回の旅館業法の見直しを求める動きは、時代の要請に逆行するものではないかと思う。</li> </ul> | ハンセン病違憲国家賠償訴訟弁護団連絡会／ハンセン病訴訟西日本弁護団 |

### (3) 改正に反対の意見（続き）

|    | 意見等の内容  | 団体名          |
|----|---|--------------|
| 21 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発熱者などコロナ感染が疑われる者について旅館の判断で宿泊を拒否できるようにするとの制度改正については、<u>ハンセン病の家族の立場として反対。</u></li> <li>○ コロナに罹った人は、コロナに罹ってない人を守るために犠牲になってください。という考え方である。この考えは正当性をもって一般市民の心の中にある。<u>旅館業法により発熱した人を宿泊拒否できるという考え方は、病気でない人を守るため、病気になった人は犠牲になってくださいという考え方である。病気になった人に対しては、その病気が完治するために平穏な生活を送りながら医療や看護を受ける権利があることを忘れてはならない。</u></li> <li>○ 例えばある旅館に宿泊にきた家族がいたとして、その家族の一人が発熱し宿泊を拒否されるようであれば、<u>発熱で宿泊拒否された人は、その晩どこで寝たらいいのか。その発熱者が子どもであった場合は誰がその子の世話をするのか。このような場面を想定するなら宿泊拒否はあまりにもひどい人権侵害であるといえないか。旅館は病気になった人に対して宿泊拒否するのではなく、どのような方法で医療的な配慮ができるのか考えた上で宿泊してもらおうというのが「おもてなし」というものだと思う。</u></li> </ul> | ハンセン病家族訴訟原告団 |

## Ⅱ. その他旅館業法について

|   | 意見等の内容   | 団体名              |
|---|--|------------------|
| 1 | <p>&lt;旅館業法第6条について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>職業の記載義務については、目的、活用方が不明であるため、条文からの除外を求める。</u></li> <li>○ 営業者側には記載の真偽や不備の確認手段が存在しないにも係わらず記載の不備に対しても罰則規定がある。<u>もし罰則が残るのであれば、本人確認の機会を与えていただきたい。</u></li> <li>○ 外国人旅行者のパスポート情報保管義務については、異なるオペレーションの混在による業務の煩雑化が生じている。</li> </ul> <p>&lt;身分証明書の確認の必要性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>法律でなくても、政省令やほかの取り決めになるかもしれないが、本人確認は必要。</u> その手法についてはいろいろあると思う。保管義務が必要かということ、そこまでとは思わないし、当然、代表者が書かれた宿泊名簿と本人の住所が一致しているということだけが分かればいい。そういったものの工夫については御一考いただきたい。</li> </ul> <p>(確認の必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①食中毒・感染症が認められた場合の利用者の捕捉が難しくなっている</li> <li>②ノーショー、備品の破損や盗難に対する自衛の必要性</li> <li>③旅行会社、予約サイトでは偽名でも予約ができるため、予約時の本人確認も関連課題である</li> <li>④カスタマーハラメント、理不尽なクレーマーを未然に防ぐ抑止力が必要</li> <li>⑤GOTOトラベルキャンペーン時の本人確認に対する宿泊者の抵抗は予想に反して少なかった<br/>→代表者のみ、もしくは緊急連絡先（例えば携帯電話番号）のみであれば理解が得やすいのでは</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ Go Toトラベル適用の条件として身分証明書の確認が必須になっていたが、手間はかかるが、決して不可能ではないということも申し添えたい。</li> </ul> | 一般社団法人<br>日本旅館協会 |

## Ⅱ. その他旅館業法について

|   | 意見等の内容   | 団体名                    |
|---|--|------------------------|
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>宿泊者名簿の「職業」は削除願いたい。</u></li> <li>○ <u>身分証により本人確認することは現場では極めて困難で現実的ではない。さらにコロナ禍においては混雑によりクラスターの原因にもなりかねない。よって反対する。</u></li> <li>○ 宿泊者名簿及び旅券の写しの3年間の保存義務については、個人情報の取り扱いが厳しくなっている中で負担が重く、1年程度に期間を短縮願いたい。</li> </ul>  | 一般社団法人<br>日本ホテル協会      |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者差別解消法の遵守はもとより、同法改正により事業者の合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、旅館業法条項で見直しが必要とされるものがあるか検討いただきたい。</li> <li>○ ハンセン病元患者の宿泊拒否があった過去を鑑み、この度の改正において、<u>障害を理由とする不当な差別取り扱いをしてはならない旨の条文を加えてもよいのではないか。</u></li> <li>○ 会社全体で、障害の特性を正しく理解し、障害のある人やその家族等の滞在期間、他のゲストと同じように楽しく宿泊ステイが保たれるよう、適切な接遇の仕方や障害理解に関する（不当な差別的取扱いや合理劇配慮の提供等）研修に努めていただきたい。</li> <li>○ <u>第6条の職業の記載について、記載する必要性があるのか検討いただきたい。</u></li> </ul> | 社会福祉法人<br>日本身体障害者団体連合会 |